

新型コロナウイルス感染拡大防止のため 「区役所の休日開庁」を休止します

令和2年1月から実施しています第2・最終日曜日の「マイナンバーカードの申請・交付等にかかる区役所の休日開庁」について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、下記のとおり、休止することとしました。

ご不便をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。

記

1 休止日

令和2年4月26日(日)

※「緊急事態宣言」の期間内の該当日

2 その他

平日のマイナンバーカードの申請・交付等支援は引き続き行います。

【平日のマイナンバーカードの申請・交付等支援の内容】

- ①マイナンバーカードの交付
- ②マイナンバーカードの申請支援（写真の無料撮影や申請書の記入支援）
- ③マイナポイントの利用に必要なマイキーIDの設定支援
（マイナポイントの利用にはマイナンバーカードが必要です）

※手続きは住所地の区役所でお願いします。

※上記の業務は平日の区役所開庁時間内で行います。

【問い合わせ先】

<マイナンバーカードの申請・交付等>

市民文化スポーツ局戸籍住民課
担当：彌榮（みえ）、土井
TEL：582-2107

<マイナポイント>

総務局情報政策課
担当：藤原（弘）、浜崎
TEL：582-2144

